

不在者投票の手引

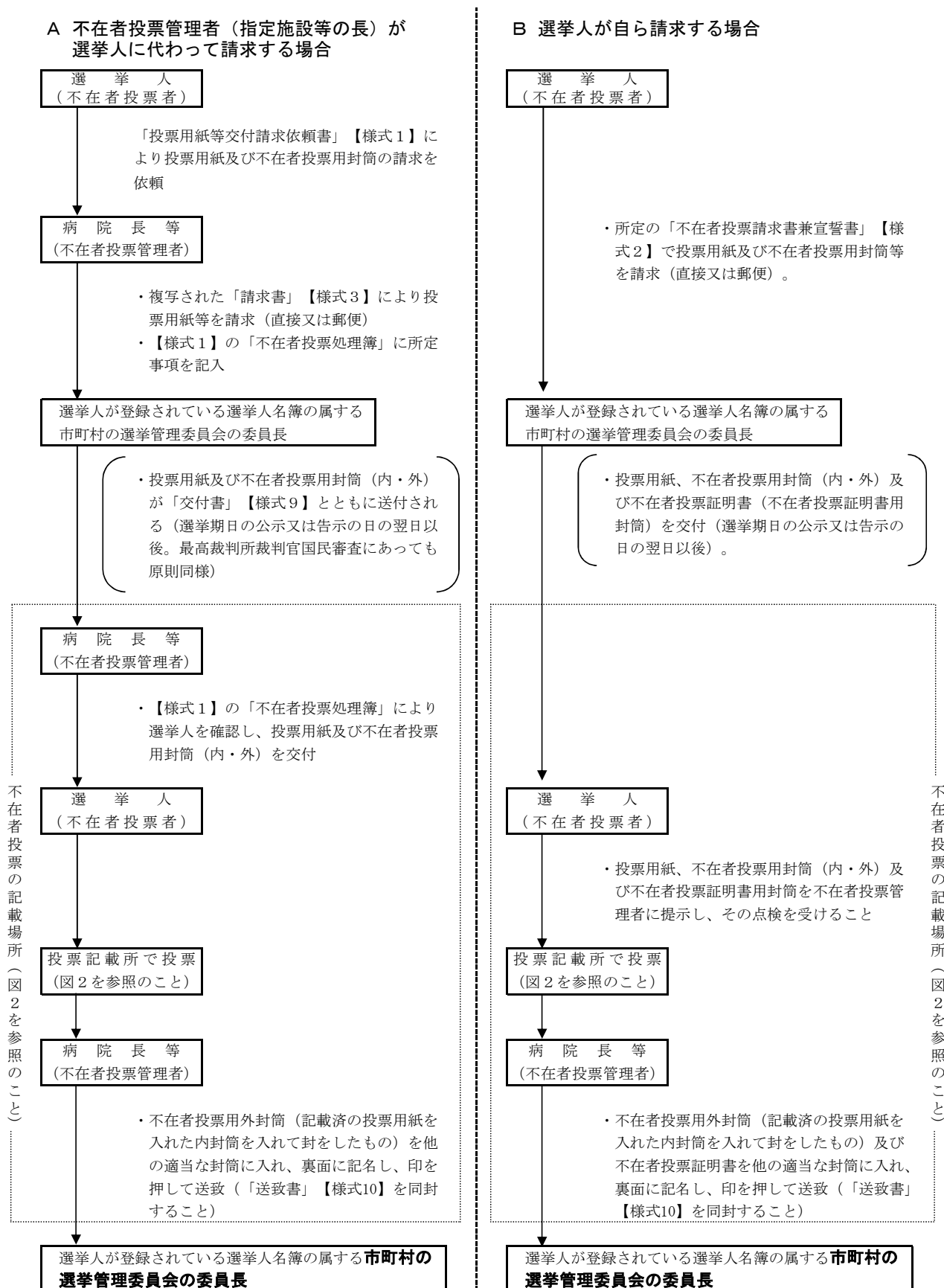
(指 定 施 設 等)

令和6年10月版

大分県選挙管理委員会

〔図1〕

不在者投票の流れ (投票用紙等の請求から投票の送致まで)



は じ め に

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム及び身体障害者支援施設並びに国立保養所における不在者投票制度は、これらの指定施設等に入院、入所されている方で、選挙当日歩行困難な方や施設が自己の属する投票区の区域外にある方々に投票する道を開く重要かつ大切な制度です。

本県におきましても、国政選挙や県の選挙において毎回多くの方々が指定施設等における不在者投票制度を利用しており、不在者投票管理者として不在者投票制度の運用に御協力いただいております各施設の長を始め、不在者投票事務に携わっていただいている職員の皆様方に感謝申し上げます。

不在者投票制度は、選挙の当日、投票所において投票する選挙当日投票所投票主義の例外として特に認められた制度であり、不正の混入を避けるという配慮から、その手続きは極めて厳格に定められています。

しかしながら、全国的に見ると選挙のたびに指定施設等における不在者投票の管理執行上の不備が問題になっているのも事実です。本県でも、平成28年に行われた参議院議員通常選挙において、施設の関係者が投票を偽造し検挙されており、令和5年に行われた大分県知事選挙においても同様の事態が再び発生しています。

選挙制度そのものへの疑念を生じさせてしまうこのような事態はあってはならないことは言うまでもなく、一部の施設等のために選挙全体の公正性が損なわれてしまうとともに、施設等自体のコンプライアンスに疑問を持たれるおそれもあります。

この冊子を御活用いただき、より適切に不在者投票の管理執行を行っていただきますようお願いいたします。

令和6年10月

大分県選挙管理委員会

★ 不在者投票管理者となる方へ

1 外部立会人の選任のお願い

施設内での不在者投票の透明性を確保するため、可能な限り施設職員（関連施設職員も含む。）以外の方を立会人に選任してください。

2 必ず守っていただきたいこと

（１）投票用紙等を勝手に請求しない

不在者投票管理者は、選挙人からの請求の依頼がなければ、いかなる場合であっても、絶対に選挙人に代わって請求することはできないこと。

（２）不在者投票の記載場所に勝手に連れて行かない

不在者投票管理者は、不在者投票用紙等を請求した選挙人であっても、選挙人の投票する意思を確認しないまま、強制的に不在者投票の記載場所に連れて行ってはならないこと。また、投票させてはならないこと。

（３）勝手に代理投票させない

不在者投票管理者は、選挙人からの代理投票の申請がなければ、絶対に代理投票させることができないこと。

（４）不在者投票の記載場所での不正行為をしない

不在者投票管理者は、不在者投票の記載場所において、絶対に候補者のポスターを貼ったり、また、不在者投票の際に特定候補を薦めるなどの不正行為を行わないこと。

（５）残った投票用紙等を使って勝手に投票しない

不在者投票管理者は、不在者投票用紙等を請求したものの何らかの事由により不在者投票をしなかった選挙人がある場合は、その者に係る投票用紙及び不在者投票用封筒を必ず未使用のまま市町村選挙管理委員会に返還しなければならないこと。

目 次

〔図１〕不在者投票の流れ（投票用紙等の請求から投票の送致まで）……	表紙裏
○ 不在者投票の事務処理について……	1
1. 不在者投票ができる者……	1
2. 不在者投票ができる期間……	1
3. 不在者投票ができる選挙等……	1
4. 不在者投票管理者となる者……	1
5. 不在者投票管理者の主な仕事……	2
6. 不在者投票管理者が留意すべき事項……	2
7. 投票用紙等の請求……	3
8. 投票記載場所の設備……	5
9. 不在者投票の方法……	5
10. 不在者投票の送致……	7
11. 投票用紙等の返還……	7
12. 経費の請求……	8
13. 施設の名称等の異動……	8
〔図２〕不在者投票の記載場所……	10
〔図３〕代理投票及び代理投票の仮投票……	11
○ 関係様式……	12
○ 実例判例……	34
○ 近年問題となった事例……	37
○ 参考条文……	47
○ 指定港一覧表……	55
○ 任期満了一覧表……	56
○ 関係選挙管理委員会連絡先……	57

【引用法令】 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

◎ 不在者投票の事務処理について

1. 不在者投票ができる者（法 49①）

都道府県選挙管理委員会の指定する病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）、老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所（以下「指定施設等」という。）に入院（所）又は収容中の選挙人で不在者投票事由に該当する者に限られます。

具体的には、選挙の当日、次のいずれかの不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

- (1) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難である者
- (2) 自己の属する投票区の区域外の指定施設等に入院（所）している者
- (3) 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院に収容されている者

《注意》

- (1) 自己の属する投票区の区域内の指定施設等に入院（所）している者で、選挙の当日、歩行が困難である者と見込まれない場合には、当該施設で不在者投票することはできない。
- (2) 付添人や指定施設等の職員などは、指定施設等では不在者投票はできない。

2. 不在者投票ができる期間（令 58①、法 270①）

選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間です。ただし、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票のできる期間は、告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合、審査期日（同時に行われる衆議院議員総選挙の期日と同日）前7日から審査期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間となります。

《注意》

- (1) 本来業務の都合等により、上記の期間のうちの1日を投票を行う日に指定して、まとめて不在者投票を行わせることは差し支えない。ただし、指定した日以外にも不在者投票をしたい旨の申出があった場合は、上記の期間内である限り、その申出に応じなければならない。
- (2) 選挙の当日投票所を閉じる時刻までに投票管理者のもとに指定施設等から投票用紙が届かない場合は受理されないの、ある程度余裕ある日程を設定すること。

3. 不在者投票ができる選挙等

指定施設等においては、公職選挙法に規定する衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙のほか、次の選挙若しくは投票における不在者投票ができます。

- (1) 地方自治法に規定する地方公共団体の議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票並びに特別法の議決に伴う関係地方公共団体の住民の賛否投票、広域連合の解散及び解職の投票
- (2) 最高裁判所裁判官国民審査法に規定する投票
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する国民投票

4. 不在者投票管理者となる者

指定施設等に入院（所）又は収容中の選挙人の不在者投票については、その指定施設等の長が不在者投票管理者となります。この場合、指定施設等の長は、当該選挙の選挙権の有無にかかわらず、当然に不在者投票管理者となるものです。

《注意》

- (1) 指定施設等の長が候補者となった場合は、不在者投票管理者となることができない。この場合は、当該候補者となった選挙のみならず、候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙において不在者投票管理者となることができない。

また、指定施設等の長が外国人である場合も、不在者投票管理者となることができない。(令 55⑧)

- (2) 指定施設等の長に事故がある場合や欠けた場合、若しくは前記(1)に該当する場合は、病院については院長の職務を代理すべき者、その他の施設については施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。(令 55⑨)

5. 不在者投票管理者の主な仕事

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権及び責任を持ちます。その主な仕事は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することであり、事務の主なものは次のとおりです。

- (1) 請求 … 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること (令 50④)
- (2) 交付 … 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと (令 53④)
- (3) 点検 … 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること (令 58①・②)
- (4) 選任 … 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること (令 58③、令 56③、法 49⑩)
- (5) 設備 … 不在者投票記載場所の設備をすること (令 58④、令 32)
- (6) 決定 … 代理投票の申請を受け、その可否を決定すること (令 58④、令 56④・⑤)
- (7) 送致 … 投票の終わった不在者投票を送致すること (令 60①)

6. 不在者投票管理者が留意すべき事項

不在者投票の管理執行にあたっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであることから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- (2) 勘や過去の経験ばかりに頼らず、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理すること。疑わしい点については、自分の考えだけで処理せずに県や市町村の選挙管理委員会に遠慮なく尋ねること。
- (3) 投票事務は、確実さと迅速さが要求されることから、緊急の事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。

《注意》

- (1) 不在者投票の違法な管理執行によって、当該施設における不在者投票等が無効とされることのないように注意すること。
- (2) 投票の際に立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中にのぞかれるなどの投票干渉を受けるといったトラブルが生じないよう、事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に不安を抱かせることのないよう配慮すること。
- (3) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第 255 条の

規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用があるので、いやくもこれらの罰則に触れることのないよう注意すること。

- (4) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

7. 投票用紙等の請求（図1）

投票用紙等を請求する方法には、不在者投票管理者である指定施設等の長が選挙人の依頼に基づき選挙人に代わって請求する場合と選挙人が自ら請求する場合の2通りがあります。

(1) 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）が選挙人に代わって請求する

場合（図1-A）（令50④・⑥、令51②、令18）

① 選挙人の不在者投票管理者への請求依頼（書面による依頼）

ア 選挙人の不在者投票管理者である指定施設等の長への依頼は、選挙人に「投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求依頼書（以下、「請求依頼書」という。）」【様式1】に所定の記載事項（氏名、生年月日、選挙人名簿に記載されている住所、依頼月日）を自書させ行うこと。

イ 目の不自由な選挙人が点字投票する場合は、選挙名に加え、「点字」も○で囲むこと。

ウ 「請求依頼書」【様式1】は、不在者投票管理者が市町村選挙管理委員会に請求する「投票用紙等請求書」【様式3】との複写式となっており、また、1枚に5人まで記載できる様式となっているので、右肩の「_____（市・町・村）用」の欄に市町村名を記載したうえで、選挙人が選挙人名簿に記載されている市町村ごとに記載させること。

《注意》

- (1) 不在者投票管理者は、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼がなければ、いかなる場合であっても選挙人に代わって請求することはできないものであること。
- (2) 選挙人が「請求依頼書」【様式1】に必要記載事項を自書できない場合は、指定施設等の職員が代わりに記載することも差支えないが、その場合は、必ず「印又は補助者の氏名」の欄に本人の印鑑（印鑑がない場合は本人の拇印）を押すか補助者の氏名を記載すること。
- (3) 自己の属する投票区の区域内の指定施設に入院（所）している者で、選挙の当日、歩行が困難である者と見込まれない場合には、当該指定施設において不在者投票することができないので、その旨を選挙人に伝え、請求依頼書【様式1】から二本線で抹消すること。

② 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）の市町村選挙管理委員会への請求（直接又は郵送等による請求）

ア 選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

(ア) 請求期間

選挙期日の前日まで

※ 請求は選挙期日の公示又は告示日以前においてもでき、また、選挙期日の投票所を閉じる時刻までに投票所に届かなければ受理されないことから、できるだけ早めに請求すること。

(イ) 請求に必要な書類

i 「投票用紙等請求書」【様式3】

選挙人から「請求依頼書」【様式1】による請求の依頼を受けたときは、当該選挙人が

選挙の当日に歩行が困難である者と見込まれるかどうかを判断し、歩行可能困難の別の欄の「可能」又は「困難」の該当する方に○印を付けること。

(i) 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）が市町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求する請求書

(ii) 請求依頼書【様式 1】との複写式になっているので、そのまま利用すること。

ii 「選挙人名簿登録証明書」〔船員についてのみ必要〕

船員が、期日前投票、不在者投票及び当日投票する際に必要な証明書

《注意》

(1) 都道府県の議会の議員及び長の選挙においては、選挙人が同一都道府県内に住所を移した場合であっても、市町村選挙管理委員会がその事実を確認できれば、現に選挙人名簿に登録されている市町村において不在者投票をすることができる。

確認を希望する場合は、「請求依頼書」【様式 1】及び「投票用紙等請求書」【様式 3】の「引続居住」欄に☑チェックすること。（※国政選挙の際に配布する「請求依頼書」・「投票用紙等請求書」には「引続居住」の☑欄はありません。）また、「引続居住」欄に☑チェックすることに代えて、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足る文書」【様式 11】を提出することができる。

(2) 請求後、市町村選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けた際は、その数が請求した選挙人の数と一致するか確認すること。また、点字によって投票する旨を申し立てた選挙人に対して交付された投票用紙に「点字である旨の表示」がされているか確認すること。

イ 指定港所在の市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合〔船員の場合のみ〕

(ア) 請求期間

選挙期日の前日まで

(イ) 請求に必要な書類

i 「投票用紙等請求書」【様式 3】

ii 「選挙人名簿登録証明書」

iii 「船員手帳」

(2) 選挙人が自ら請求する場合（図 1－B）（令 50①・⑥、令 52、令 18）

(ア) 請求期間

選挙期日の前日まで

(イ) 請求に必要な書類

i 「不在者投票請求兼宣誓書」【様式 2】

選挙の当日、自らが不在者投票事由に該当する見込みであることについての宣誓書兼投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書

ii 「選挙人名簿登録証明書」〔船員についてのみ必要〕

《注意》

(1) 都道府県の議会の議員及び長の選挙においては、選挙人が同一都道府県内に住所を移した場合であっても、市町村選挙管理委員会がその事実を確認できれば、現に選挙人名簿に登録されている市町村において不在者投票をすることができる。

確認を希望する場合は、「請求依頼書」【様式 1】及び「投票用紙等請求書」【様式 3】の「引続居住」欄に☑チェックすること。（※国政選挙の際に配布する「請求依頼書」・

「投票用紙等請求書」には「引続居住」の☑欄はありません。)

- (2) 「引続居住」欄に☑チェックすることに代えて、「引き続き当該都道府県の区域内に住
所を有することを証するに足りる文書」【様式 11】を提出することができる。

8. 投票記載場所の設備 (図 2) (令 58④、令 32)

不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないよ
うに投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当
の設備をしなければなりません。

《注意》

投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、あらかじめ
撤去しておかなければならない。(法 143①・③、法 145①)。

9. 不在者投票の方法 (図 2)

- (1) 立会人の選任及び立会 (令 58③、令 56③、法 49⑩)

不在者投票をするときは立会人の立会が必要です。不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会
が選定した者(いわゆる「外部立会人」)を投票に立ち会わせることやその他の方法により、不在
者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。※外部立会人の場合【様
式 12、13、14】

① 立会人は不在者投票管理者が選ぶ。

② 立会人の資格は選挙権を有する者であればよい(必ずしも当該選挙の選挙権でなくてもよい)。

③ 立会人の数には制限はないが、最低 1 人を選ぶこと。

④ 立会人は不在者投票管理者若しくはその事務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはで
きない。

⑤ 立会人は点検から送致のための受理に至るまでの投票の全手続に立ち会う。

- (2) 不在者投票させる前にしなければならないこと

- ① 投票用紙等の点検 (令 58①、令 56②)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙
人であるかどうかを確認してください。指定施設等の長が投票用紙等を選挙人に代わって請求し
ているときは、その請求をした指定施設等の長のもと以外では不在者投票はできません。

《注意》

投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等
を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会の委員長又は指定港の選挙管理委員会の委員
長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせ、所定の不在者投票を行わせること。

- ② 「不在者投票証明書」【様式 4】の点検 (令 58②) (名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に
選挙人自らが請求した場合に限る。)

ア 「不在者投票証明書用封筒」【様式 5】は開披されていないか。

選挙人が自分で投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出
させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検すること。

イ 不在者投票証明書用封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わ
ず、投票させることはできない。

ウ 不在者投票をする指定施設等と不在者投票証明書中の投票をしようとする施設の名称の記載

が一致するか。名称が一致しないときは、選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは投票させてよい。このとき、選挙人から聴取した理由は、不在者投票証明書の余白に記録しておく。

エ 選挙の公示又は告示の日前に投票の申し出があっても、投票させることができるのは公示又は告示の日の翌日からである。

(3) 不在者投票をする時の手続（令 58、令 56）

投票用紙等は選挙人に自書させて不在者投票管理者に提出させてください。

① 投票の記載場所において、投票用紙に候補者 1 人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者 1 人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、1 ページの 3 に掲げる投票にあつては指示する事項。以下、「候補者の氏名等」という。）を記載させ、これをまず、「不在者投票用内封筒」【様式 6】に入れて封をさせ、更に「不在者投票用外封筒」【様式 7】に入れて封をさせ、外封筒の表面に署名させて提出させること。

② 署名を忘れたり、不在者投票管理者が選挙人の氏名を記載してはならない。

③ 署名の下に捺印をするなど不在者投票用封筒を印をもって封^{ふうかん}緘する必要はない。

④ 点字投票があつたとき

点字投票があつたときの不在者投票用封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせること。

⑤ 代理投票の申請があつたとき〔図 3〕

ア 代理投票ができる者

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名等を書くことができない者であるときは、不在者投票管理者への申請に基づいて代理投票させることができる（令 58④、令 56④・⑤）。

代理投票の申請は、口頭による申出でよい。

イ 代理投票の方法立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから補助者 2 人を定め、その 1 人の立ち会いの下に他の 1 人が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを不在者投票用封筒（まず内封筒に入れて次に外封筒に入れる。）に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、直ちに提出させること。

《注意》

代理記載者は、投票用紙に候補者の氏名等以外の記載を行わないよう十分注意すること。

例）代理記載者の名前など

ウ 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができる（令 58④、令 56⑤、令 41①）。

エ 代理投票の仮投票

次の場合は代理投票の仮投票をさせなければならない。

(ア) 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき（令 58④、令 56⑤、令 41②）

(イ) 代理投票をさせることについて立会人に不服があるとき（令 58④、令 56⑤、令 41③）

オ 代理投票の仮投票の方法

代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させること（【様式 7 ②】参照）。

⑥ ベッドの上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をさせることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある限り、ベッドの上でさせることもできます。

この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを慎重にしなければなりません（昭和 27・9 実例）。

《注意》

ベッドの上で投票させるときは、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあれば、あらかじめ撤去しておかなければならない。

10. 不在者投票の送致（図 1）

(1) 不在者投票用外封筒【様式 7】に記載する事項（令 60①）

① 不在者投票管理者は、裏面に、投票した年月日及び投票場所を記載し、かつ、記名しなければならない。

② 立会人は、裏面に署名しなければならない。署名は必ず自書でなければならない。

(2) 不在者投票の送致の方法（令 60①・②）

不在者投票管理者は、(1)の手続の終わった不在者投票用外封筒を、更に、不在者投票証明書（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）及び「不在者投票送致書」【様式 10】とともに他の適当な封筒【様式 8】に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して押印し、直ちにこれを選挙人が属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません。

送致又は送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを直ちに選挙人の属する投票区の投票管理者（その投票区について指定投票区が指定されている場合には、当該指定投票区の投票管理者）に送致しなければなりません。

11. 投票用紙等の返還

不在者投票管理者は、投票用紙等の請求をしたものの、何らかの事由により不在者投票をしなかった選挙人がある場合は、不在者投票をしなかった者の投票用紙及び不在者投票用封筒を必ず返還しなければなりません。

《注意》

選挙人が投票記載場所で、投票したい候補者が不明である、あるいは思い出せないなどの理由により、投票の意思がないと判断される場合は、白票を投じさせるのではなく、棄権の扱いとし必ず交付を受けた市町村選挙管理委員会に投票用紙及び封筒を返却すること。

その者の投票用紙等の返還は、「不在者投票送致書」【様式 10】の不在者投票をしなかった者の投票用紙・不在者投票用封筒返納数の欄にその人数を記載のうえ、投票済みの不在者投票用封筒とともに 10(2)の封筒【様式 8】に同封して、選挙人が属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致又は郵便等をもって送付してください。

12. 経費の請求

指定施設等の長は、所定の手続が終了したときは、1) 国及び県の選挙の場合は都道府県知事に、2) 市町村の選挙の場合はそれぞれの市町村長に「不在者投票特別経費請求書」【様式 15】と「不在者投票者数調」【様式 16】を提出してください。

また、市町村選挙管理委員会が選定した者を立会人（外部立会人）とした場合は、「実績報告書」【様式 17】、「立会人に係る市町村の選定通知の写し」【様式 12】及び「領収書の写し」を添えて提出してください。

※ 市町村の選挙においては、「不在者投票立会人に係る経費」の支払いを行っていない市町村もあるので請求前にその確認を行ってください。

※ 市町村選挙管理委員会の委員や職員等を外部立会人にした場合、経費の請求は行えません。

《注意》

- (1) 投票用紙の交付を受けても、実際に投票をしなかった選挙人については経費の請求ができない。
- (2) 請求書の提出期限は選挙の都度設定するが、原則として選挙の期日から 7 日以内に行うようにすること。
- (3) 単価は以下のとおり。請求の際は注意すること。
 - ① 不在者投票に要する経費（1 人あたり） 1, 0 7 3 円
 - ② 立会人に要する経費（1 時間あたり） 1, 2 8 2 円
 - ③ 〃 （1 日あたり） 1 0, 9 0 0 円
- (4) 大分県に請求した経費は「44 シチョウソンシンコウカ」名義で振り込まれるので注意すること。

＜不在者投票経費の請求先＞

- ① 都道府県知事に対して請求するもの

- ア 衆議院議員選挙（最高裁判所裁判官国民審査を含む）
- イ 参議院議員選挙
- ウ 都道府県知事選挙
- エ 都道府県議会議員選挙

《注意》

衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合に限り、他都道府県の選挙人であっても、大分県内の指定施設等は大分県知事に対して請求すること。

- ② 市町村長に対して請求するもの

- ア 市町村長選挙
- イ 市町村議会議員選挙

13. 施設の名称等の異動

指定施設等の長は、施設の名称等に異動があった場合は、「異動届」【様式 20】により直ちに大分県選挙管理委員会まで届け出をしてください。

また、すでに指定を受けている施設において、経営移管等により施設の運営主体が代わる場合や、新築・移転に伴う所在地変更の場合は、改めて不在者投票施設としての指定を受け直す必要がありますので、既に指定を受けている指定施設等の長により「指定取消申請」【様式 21】を届け出るとともに、新たに指定を受けようとする指定施設等の長により「病院（施設）調書」【様式 19】を添えて「院長等が不在者投票管理者となる施設の指定について（申請）」【様式 18】を届け出てください。

〔図2〕

不在者投票の記載場所

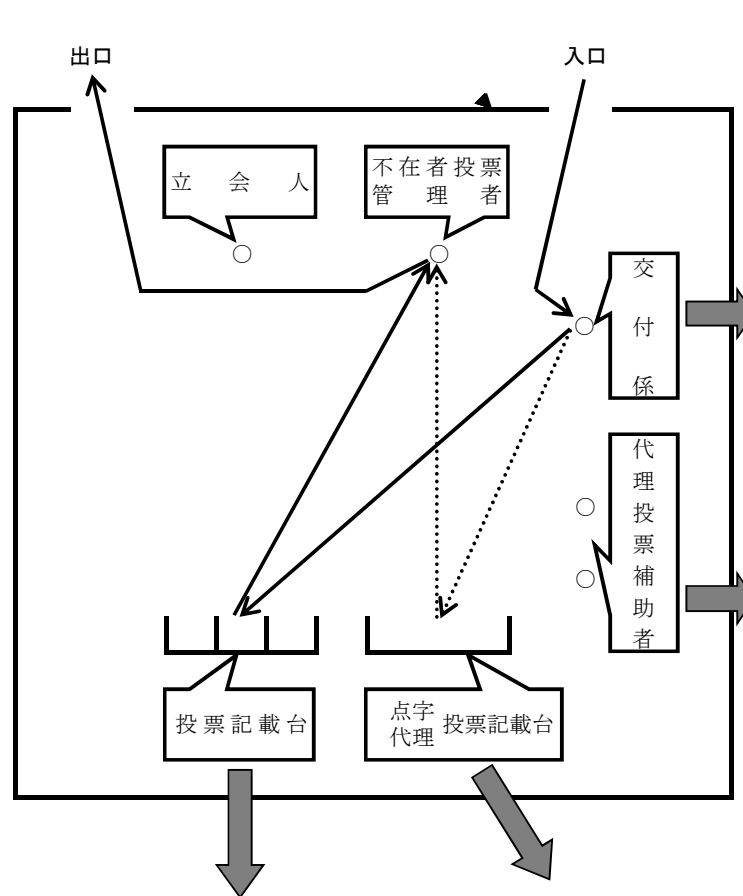
○不在者投票管理者

選挙人から提出された投票を受け取ったときは、投票用外封筒の裏面に

- ・投票の年月日
- ・投票場所
- ・不在者投票管理者の職、氏名（必ずしも自署を要しない。）

を記載し、立ち会った者に署名（自書）させる。

次に、投票用外封筒と不在者投票証明書（名簿登録地の選管委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、更にその裏面に記名押印して直ちに選挙人の属する市町村の選管委員長に送致する。



・不在者投票処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）を交付する。

・代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。

・不在者投票処理簿に所定事項を記載する。

・代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたり、その1人の立会の下に他の1人が代理記載人となる。

○立会人

- ・投票用外封筒の裏面に署名（自書）する。
- ・立会人は選挙権（必ずしも当該選挙の選挙権に限らない。）を有する者でなければならない。
- ・立会人は1人でも差し支えない。
- ・不在者投票管理者と立会人とは兼ねることができない。

（昭和27. 6. 27実例）

・投票用紙に自ら候補者の氏名等を記載し、投票用内封筒に入れて封をしたうえ、更に外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名（自書）のうえ不在者投票管理者に提出する。

・外封筒の表面に選挙人の署名のないものは、選挙の当日、投票管理者の下で不受理とされるので注意する。

・重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある限り、ベッドの上でもなし得る。

（昭和27. 9. 25実例）

・点字投票の場合は、投票用紙に「点字投票」の印刷がしてある。

〔図 3〕

代理投票及び代理投票の仮投票

選 挙 人（不在者投票者）	指定施設等の長（不在者投票管理者）
（代理投票の申請） 1. 心身の故障その他の事由により、自書できない者は、不在者投票管理者に投票用紙と投票用封筒を提示する際に、代理投票をしたい旨の申請をする。 （申請は、口頭による申出でよい。）	（拒否等の決定） (1) 左の申請が理由のあるものであるかどうかを立会人の意見を聞いて決定する。 立会人の意見を採用するかどうかは不在者投票管理者の判断に委ねられる。 上記の意思決定は、不在者投票管理者に専属するものであると考えられる。 したがって、不在者投票管理者の管理のもとにその事務を補助執行する者は、代理投票の申請に対し、その理由がないと認め自ら立会人の意見を聞いてこれを拒否するというようなことはできないと解すべきである。 ア 理由があると認めるとき 立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから投票を補助する者 2 人を定め、その 1 人に候補者の氏名等を記載させ、これを投票用内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させる。（【様式 7 ②】を参照） この場合、<u>最低 4 人の者（不在者投票管理者、立会人及び補助者 2 人）</u>が必要である。 イ 理由がないと認めるとき 立会人の意見を聞いて代理投票を拒否する。
（代理投票の仮投票） 2. 右の(2)の場合、その選挙人は仮に投票する。	（代理投票の仮投票） (2) 次の場合、不在者投票管理者は、その選挙人に仮に投票をさせなければならない。 ア 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。 イ 代理投票をすることについて立会人に異議があるとき。 この場合は、候補者の氏名を記載した補助者（代理記載人）に投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を表面左下に記載させる。（【様式 7 ②】を参照）

不在者投票請求書兼宣誓書

抄本	投票

衆議院小選挙区選出議員選挙

私は、**※衆議院比例代表選出議員選挙** の当日、下記のいずれかの事由に該当する
最高裁判所裁判官国民審査

見込みであるので、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付されるよう請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等その他の用務に従事
- 用事、レジャー等のため、投票区外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、老衰、身体の障がい等のため歩行困難
- 刑事施設等に収容
- 住所移転のため、他の市町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和	年	月	日							
ふりがな				生年 月日	明・大 昭・平	年	月	日	備考	
氏 名										
現 住 所 (滞在先の住所)	(〒 -)			連絡先電話番号			()			
選挙人名簿に記載 されている住所										

病院、老人ホームその他施設等で投票する場合のみ記載してください。

投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称及び住所	
-------------------------------	--

選挙管理委員会委員長 殿

【注 意】

衆議院小選挙区選出議員選挙

1. **※衆議院比例代表選出議員選挙** は、請求しないものがある場合は、請求しない

最高裁判所裁判官国民審査

ものを———で抹消してください。

2. 生年月日欄の年号は、該当するものを○で囲んでください。
 3. 点字投票を希望する方については、備考欄に「点字」と記載してください。

不在者投票処理簿 ※この欄は、選挙管理委員会が記載します。

整理番号	投 票 区		頁		番 号		区 分	
							1 . 2	
区 分		請求		交付		投票		
		方法	月日	方法	月日	方法	月日	
衆議院小選挙区選出議員選挙		直 接 郵 送	.	直 接 郵 送	.	通 常 点 字 代 理	.	
衆議院比例代表選出議員選挙								
最高裁判所裁判官国民審査								
備 考 (代理人氏名・続柄等)				代 理 投 票 の 補 助 者				

【様式3】投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書
※投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求依頼書【様式1】との複写式

(市・町・村) 用

市町村選管に提出

請 求 書

下記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 の当日、当院（所、船舶）に入院（入所、乗船）中のため、当院（所、船舶）において運用する第51条（第50条第4項）の規定による依頼があったので、下記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

住 所

令和 年 月 日 施設名

施設長等 職・氏名

右半分は市町村の選挙管理委員会が処理簿として使用します。
病院・老人ホーム等では、左半分のみ記載し、切り取らずに市町村の選挙管理委員会に提出してください。

県 市 郡 町 村 選挙管理委員会委員長 殿

氏 名	生 年 月 日	選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て い る	歩行可能困難の別（※1）	請 求 用 紙 欄 （※2）	備 考
	明 大 昭 平 年 月 日		可 能 困 難	・小選挙区 ・比例代表 ・国民審査 ・点 字	
	明 大 昭 平 年 月 日		可 能 困 難	・小選挙区 ・比例代表 ・国民審査 ・点 字	
	明 大 昭 平 年 月 日		可 能 困 難	・小選挙区 ・比例代表 ・国民審査 ・点 字	
	明 大 昭 平 年 月 日		可 能 困 難	・小選挙区 ・比例代表 ・国民審査 ・点 字	
	明 大 昭 平 年 月 日		可 能 困 難	・小選挙区 ・比例代表 ・国民審査 ・点 字	

※1 「歩行可能困難の別」欄は、不在者投票管理者において、選挙人が選挙の当日、自己の属する投票所へ行くことが可能かどうかを判断し、該当する方を○で囲んでください。
なお、「可能」と判断された方で、自己の属する投票区の区域内にある病院・施設に入院・入所されている方については、当該病院・施設において不在者投票をすることはできません。
※2 請求する投票用紙の種類を○で囲んでください。また、点字投票を希望する方については、「点字」も○で囲んでください。

不 在 者		投 票 処 理 簿	
整理番号	投票区	頁	区分
請求	方法 月 日	直接・郵送 月 日	方法 月 日
備考	直接・郵送 月 日	番号 月 日	通常・点字・代理 月 日
整理番号	投票区	頁	区分
請求	方法 月 日	直接・郵送 月 日	方法 月 日
備考	直接・郵送 月 日	番号 月 日	通常・点字・代理 月 日
整理番号	投票区	頁	区分
請求	方法 月 日	直接・郵送 月 日	方法 月 日
備考	直接・郵送 月 日	番号 月 日	通常・点字・代理 月 日
整理番号	投票区	頁	区分
請求	方法 月 日	直接・郵送 月 日	方法 月 日
備考	直接・郵送 月 日	番号 月 日	通常・点字・代理 月 日
整理番号	投票区	頁	区分
請求	方法 月 日	直接・郵送 月 日	方法 月 日
備考	直接・郵送 月 日	番号 月 日	通常・点字・代理 月 日

【様式4】不在者投票証明書

選挙	その他の事項	投票をしようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称	生年 月 日	選挙 氏 名
令和 年 月 日 執行 選挙	本人であるかの認定について参考となるべき事項があるときは、これが記載されている。	所在地 名称	年 月 日生	

右のとおり証明する。

令和 年 月 日

都（道府県） 郡（市） （区） 町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名 印

不在者投票証明書

【様式5】不在者投票証明書用封筒

選挙管理委員会委員長之印

市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

注意
この封筒は、開かずにそのまま不在者投票に提出してください。開封すると不在者投票はできません。

【様式6】不在者投票用内封筒

裏	表
	(内封筒)
	注意
	この封筒には、何も 記載しないので、 記載した紙を入 れず、封筒に入れ ます。

【様式7】不在者投票用外封筒（様式及び記載例）

船員の不在者投票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">交付年月日</td> <td style="width: 33%;">交付市町村</td> <td style="width: 33%;">船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	交付年月日	交付市町村	船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名				立会人氏名（自署） 大分 花子	不在者投票管理者 甲野病院長 甲野次郎	投票場所 甲野病院○○室	投票年月日 令和○○年○○月○○日	
交付年月日	交付市町村	船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名									
↓ 選挙人が船員の場 合のみ記載	↓ 立会人の署名 ○○	↓ 不在者投票管理者 の記載	↓ 不在者投票管理者 が記載	↓ 不在者投票管理者							

○○選挙 不在者投票 （外封筒）	選挙管理委員会之印
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください （代理記載人氏名 記載人氏名を記載してください。）	投票者 （大分太郎）
↓ 選挙人の署名 ○○	

選挙人 大分太郎	不在者投票管理者 甲野次郎	立会人 大分花子
----------------------	---------------------------	----------------------

※注意 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名のいずれか一つの記載を欠く場合、または選挙人の署名もしくは立会人の署名を欠く場合は、投票管理者のもとにおいてその投票は不受理と決定されるので注意してください。

【様式 7 ②】 (代理投票及び代理投票の仮投票の場合の記載例)

船員の不在者投票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交付市町村</td> <td style="width: 15%;">交付年月日</td> <td style="width: 70%;">船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	交付市町村	交付年月日	船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名				立会人氏名(自署) 大分 花子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">投票年月日</td> <td style="width: 15%;">投票場所</td> <td style="width: 70%;">不在者投票管理者氏名</td> </tr> <tr> <td>令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>甲野病院〇〇室</td> <td>甲野病院長 甲野次郎</td> </tr> </table>	投票年月日	投票場所	不在者投票管理者氏名	令和〇〇年〇〇月〇〇日	甲野病院〇〇室	甲野病院長 甲野次郎	〇〇選挙 不在者投票 (外封筒) 選挙管理委員会之印 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください (代理記載人氏名 乙野二郎) 注意 代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人氏名を記載してください。 投票者 (大分太郎)
交付市町村	交付年月日	船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名													
投票年月日	投票場所	不在者投票管理者氏名													
令和〇〇年〇〇月〇〇日	甲野病院〇〇室	甲野病院長 甲野次郎													

↓

選挙人が船員
の場合のみ記載

↓

立会人の署名

↓

不在者投票管
理者が記載

↓

代理記載人が
記載

選挙人.....大分太郎

不在者投票管理者.....甲野次郎

立会人.....大分花子

補助者.....乙野二郎 (代理記載をする者)

.....別府春子

【様式 8】 不在者投票送致用封筒 (様式及び記載例)

封 印 甲野病院長 甲野次郎 甲野	表 〇〇市〇〇町二番三一号 〇〇市選挙管理委員会委員長 殿 不在者投票在中 (〇〇選挙)
--	--

【様式 9】市町村選管から施設あての投票用紙及び不在者投票用封筒の交付書

第 号
令和 年 月 日

殿

選挙管理委員会委員長

投票用紙及び不在者投票用封筒の交付について

令和 年 月 日付で請求のありました令和 年 月 日執行の
選挙における投票用紙及び不在者投票用封筒を下記のとおり交付します。

なお、不在者投票をしなかった選挙人の分は、不在者投票の送致（送付）の際に必ず返送して
ください。

記

1. 交付数

（ 選 挙 名 ）	外 人分
（ 選 挙 名 ）	外 人分

2. 交付できない者

氏 名	理 由

令和 年 月 日

住 所
施設名
職氏名

令和 年 月 日付けで交付を受けた令和 年 月 日執行の
 ※衆議院小選挙区選出議員選挙
 ※衆議院比例代表選出議員選挙
 最高裁判所裁判官国民審査

記

市町村選挙管理委員会からの投票用紙・不在者投票用封筒交付数		不在者投票の送致（送付）数		左のうち 点字投票者数		不在者投票をしなかった者の投票用紙・不在者投票用封筒返納数		備 考		
(a) 小選	人分	(b) 小選	小選 人分	小選 人分	(a)-(b) 小選 人分	比例 人分	国審			
比例		比例								比例
国審		国審								国審

[illegible]

※③送致(送付)する投票用紙の種類を○で囲んでください。 比例＝衆議院比例代表選出議員選挙 を表しています。
国審＝最高裁判所裁判官国民審査

令和 年 月 日執行 大分県知事選挙 大分県議会議員選挙 用

證明書

氏 名	
前 住 所	
現 住 所	住所異動年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

大分県 ○○○○市（町村）長

○○ ○○ 印

【様式 12】

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

施設の所在地

施設の名称

施設の長の氏名

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定です。
ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。
なお、下記3の者は、当施設の職員でないことを誓います。

記

1. 日時 令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 場所

3. 立会人として選定を希望する者 あり ・ なし（該当する方を○で囲んでください。）

（ありの場合）

（1）氏 名

（2）住 所

（3）電話番号

（4）職業等

（5）その他（不在者投票の立会人としての経験等）

4. 連絡先 担当者氏名

電話番号

令和 年 月 日

殿

選挙管理委員会委員長 印

外部立会人の選定について（通知）

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を選定しましたので、通知します。

記

立会人の氏名

（希望する者を選定しなかった場合）

理由：

立 会 日 時 令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

令和 年 月 日

立 会 人 選 任 書

殿

施 設 の 所 在 地

施 設 の 名 称

施設の長の氏名

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行 第 5 0 回衆議院議員総選挙
について指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の _____ 分前までに _____ に、
おいでください。

記

立会日時：令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

不在者投票の実施場所：

【様式 14】

令和 年 月 日

立 会 人 承 諾 書

殿

住 所

電 話 番 号

氏名（自署）

下記のとおり、令和 年 月 日執行 第 5 0 回衆議院議員総選挙 について、
指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

不在者投票の実施場所：

令和 年 月 日

不在者投票特別経費請求書

大分県知事

佐藤 樹一郎 殿

郵便番号				—				
所在地								
ふりがな								
施設等名								
ふりがな								
職・氏名								
事務担当者氏名					連絡先			

令和 年 月 日執行の第50回衆議院議員総選挙の不在者投票特別経費として、
下記の金額を請求します。

金 円 也 (①+②の合計)

① 不在者投票に要した経費

{ 積算内訳 (単価) (不在者投票者数)
 @ 1,073円 × 人 = 円 }

※不在者投票者数内訳については、別紙【様式16】のとおり。

② 外部立会人に要した経費 (※該当のある場合のみ)

円

※不在者投票の立ち会いの実績等については、別紙【様式17】のとおり。

(振込口座)

金融機関名	銀行		支店(所)					
預金種別 (○で囲む)	普通・当座	口座番号 (左詰め)						
ふりがな								
口座名義								

委任状

(この委任状は、請求者と口座名義人が違う場合のみ記載してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 所在地
施設等名
職・氏名

(受任者) 所在地
施設等名
職・氏名

【様式15】（記入例）請求者と口座名義が違ふ場合（同一人物であっても職名が異なる場合を含む）はこの記載例と同様としてください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

不在者投票特別経費請求書

大分県知事

佐藤樹一郎 殿

不在者投票管理者で
ある施設等の長から

郵便番号	870-8501
所在地	大分市大手町3丁目1番1号
ふりがな	いりょうほうじんめいすいかい めじろんびょういん
施設等名	医療法人明推会 めじろん病院
ふりがな	いんちょう おおいた たろう
職・氏名	院長 大分 太郎

事務担当者氏名	別府 花子	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
---------	-------	-----	-------------

令和 年 月 日執行の第50回衆議院議員総選挙の不在者投票特別経費として、下記の金額を請求します。

金 12,012 円 也 (①+②の合計)

① 不在者投票に要した経費

積算内訳 (単価) (不在者投票者数)
@ 1,073円 × 10人 = 10,730円

※不在者投票者数内訳については、別紙【様式16】のとおり。

② 外部立会人に要した経費 (※該当のある場合のみ)

1,282円

※不在者投票の立ち会いの実績等については、別紙【様式17】のとおり。

施設等の長の印又は個人の印。
この2箇所は同じ印です。

(振込口座)

金融機関名	〇〇 銀行	〇〇 支店 (所)
預金種別 (○で囲む)	普通・当座	口座番号 (左詰め) 12345
ふりがな	いりょうほうじんめいすいかい りじちょう おおいた たろう	
口座名義	医療法人 明推会 理事長 大分 太郎	

委任状

(この委任状は、請求者と口座名義人が違ふ場合のみ記載してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 所在地 大分市大手町3丁目1番1号
施設等名 医療法人明推会めじろん病院
職・氏名 院長 大分 太郎

(受任者) 所在地 大分市大手町3丁目1番1号
施設等名 医療法人 明推会
職・氏名 理事長 大分 太郎

この場合は、理事長印

(※) 押印については省略が可能ですが、その場合、本人確認等が必要となる場合があります。

【様式16】

不在者投票者数調

(1) 施設名

(2) 立会人 1 当該施設の職員
2 外部の立会人 ()

(2) 立会人記載要領

i) 左記1、2のうち該当する番号を丸で囲むこと。
ii) 2に該当する場合は、どのような方を立会人に選任されたか具体的に記入すること。

	不在者投票送致 市 町 村 名	不 在 者 投 票 者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日		不在者投票送致 市 町 村 名	不 在 者 投 票 者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日
1			小・比・国			31			小・比・国		
2			小・比・国			32			小・比・国		
3			小・比・国			33			小・比・国		
4			小・比・国			34			小・比・国		
5			小・比・国			35			小・比・国		
6			小・比・国			36			小・比・国		
7			小・比・国			37			小・比・国		
8			小・比・国			38			小・比・国		
9			小・比・国			39			小・比・国		
10			小・比・国			40			小・比・国		
11			小・比・国			41			小・比・国		
12			小・比・国			42			小・比・国		
13			小・比・国			43			小・比・国		
14			小・比・国			44			小・比・国		
15			小・比・国			45			小・比・国		
16			小・比・国			46			小・比・国		
17			小・比・国			47			小・比・国		
18			小・比・国			48			小・比・国		
19			小・比・国			49			小・比・国		
20			小・比・国			50			小・比・国		
21			小・比・国			51			小・比・国		
22			小・比・国			52			小・比・国		
23			小・比・国			53			小・比・国		
24			小・比・国			54			小・比・国		
25			小・比・国			55			小・比・国		
26			小・比・国			56			小・比・国		
27			小・比・国			57			小・比・国		
28			小・比・国			58			小・比・国		
29			小・比・国			59			小・比・国		
30			小・比・国			60			小・比・国		

※ 「選挙区別」の欄は、次の区分により選挙人の行った不在者投票の種別を丸で囲むこと。

小 … 小選挙区選出議員選挙

比 … 比例代表選出議員選挙

国 … 最高裁判所裁判官国民審査

【様式16】

不在者投票者数調

(1) 施設名 **医療法人明推会 めじろん病院**(2) 立会人 **1** 当該施設の職員
2 外部の立会人 (〇〇市明るい選挙推進協議会委員)

(2) 立会人記載要領

- i) 左記1、2のうち該当する番号を丸で囲むこと。
ii) 2に該当する場合は、どのような方を立会人に選任されたか具体的に記入すること。

	不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日		不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日
1	大分市	大分 元気	小・比・国	R●●●●		31			小・比・国		
2	〃	〇〇 〇〇	小・比・国	〃		32			小・比・国		
3	〃	〇〇 〇〇	小・比・国	〃		33			小・比・国		
4	別府市	山田 太郎	小・比・国	〃		34			小・比・国		
5	〃	〇〇 〇〇	小・比・国	〃		35			小・比・国		
6	中津市	松阪 大輔	小・比・国	〃		36			小・比・国		
7	日田市	鈴木 一朗	小・比・国	〃		37			小・比・国		
8	臼杵市	松居 秀喜	小・比・国	〃		38			小・比・国		
9			小・比・国			39			小・比・国		
10			小・比・国			40			小・比・国		
11			小・比・国			41			小・比・国		
12			小・比・国			42			小・比・国		
13			小・比・国			43			小・比・国		
14			小・比・国			44			小・比・国		
15			小・比・国			45			小・比・国		
16			小・比・国			46			小・比・国		
17			小・比・国			47			小・比・国		
18			小・比・国			48			小・比・国		
19			小・比・国			49			小・比・国		
20			小・比・国			50			小・比・国		
21			小・比・国			51			小・比・国		
22			小・比・国			52			小・比・国		
23			小・比・国			53			小・比・国		
24			小・比・国			54			小・比・国		
25			小・比・国			55			小・比・国		
26			小・比・国			56			小・比・国		
27			小・比・国			57			小・比・国		
28			小・比・国			58			小・比・国		
29			小・比・国			59			小・比・国		
30			小・比・国			60			小・比・国		

※ 「選挙区別」の欄は、次の区分により選挙人の行った不在者投票の種別を丸で囲むこと。

小 … 小選挙区選出議員選挙

比 … 比例代表選出議員選挙

国 … 最高裁判所裁判官国民審査

施設名

○不在者投票の立ち会いの実績

立会人氏名	立会場所	立会日	立会時間 ※実際に従事した 時間を記入	従事時間 (a)	時間数 (b) ※従事時間 (a)が7時間 以下の場合に 記入 ※1時間未満 の端数は1時 間に切り上げ	日数 (c) ※従事時間 (a)が7時 間超の場合 「1日」を 記入	請求限度額 A 1,282円×(b) 又は 10,900円×(c)	支払額 B ※実際に支払っ た額を記入 (領収書等の額に一致)	請求額 C ※AとBを比較して 少ない方の額を記入
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	日	円	円	円
				計		日	円	円	円

施設名

- ・市町村選管から交付のあった、立会人に係る選定通知書の写し
- ・施設が立会人に支払ったことを証する書面（領収書等）の写し

◆注意 添付書類がない場合は、外部立会人に係る経費をお支払いできませんのでご注意ください。

医療法人明推会 めじろん病院

不在者投票のできる時間は
8時30分～17時00分の間

○不在者投票の立ち会いの実績

7 時間未満の端数は

従事時間が7時間を
超える場合は1日

- ・市町村選管から交付のあった、立会人に係る選定通知書の写し
- ・施設が立会人に支払ったことを証する書面（領収書等）の写し

◆注意 添付書類がない場合は、外部立会人に係る経費をお支払いできませんのでご注意ください。

注意！
添付されていない場合は支払えませんので、必ず添付してください。

※併設の指定施設の不在者投票を併せて行った場合は、その施設名を記入してください。

介護老人保健施設 めじろん

[illegible]

金 1.282 日也

金 3,700 円也

金 22.374 田也

【様式18】

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施 設 の 所 在 地

施 設 の 名 称

施設の長の氏名

院長等が不在者投票管理者となる施設の指定について（申請）

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設の指定を受けたいので、施設調書を添えて申請します。

【様式19】

病 院 （ 施 設 ） 調 書

令和 年 月 日現在

名 称 (正式名称)			設立年月日	令和 年 月 日
所 在 地	〒	電 話 番 号		
		メールアドレス		
院 長 名 施設長名				
入院（所） 定員	人		入院（所）数 (うち有権者数)	人 (人)
職 員 数	人	内 訳		
建築面積	m ²		敷地面積	m ²
不在者投票の 投票予定場所				

【様式20】

異 動 届

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施 設 の 所 在 地
施 設 の 名 称
施設の長の氏名

院長等が不在者投票管理者となる施設の名称等の異動について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設に指定された当施設の名称等に異動があったので、下記のとおり届けます。

記

1. 異動事項

2. 異動の内容

(1) 新

(2) 旧

3. 異動年月日

年 月 日

【様式21】

指 定 取 消 申 請

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施 設 の 所 在 地

施 設 の 名 称

施設の長の氏名

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設の指定を受けましたが、下記の理由により指定の取消を申請します。

記

指定の取消を申請する理由

◎ 実 例 判 例

○ 指定病院におけるベッド上の不在者投票の可否

昭 27.9.25 自丙選第73号
栃木県選管宛自治庁選挙部長回答

問 指定病院におけるベッド上の不在者投票ができるか。

答 原則として投票記載に必要な設備をした場所すべきであるが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者が管理し、立会人が実在する限りベッド上でなし得ると解する。

○ 分院の設置と不在者投票を管理すべき病院の指定との関係

昭 31.2.20 自丙選管発第19号
島根県選管あて自治庁選挙部長回答

問 公選法施行令（令という。）第55条第2項（現行第4項）の指定を受けている病院（本院という。）に今般分院が設けられたのでありますが、この分院における不在者投票について

- 1 本院とは別個の病院として、この分院自体令第55条第2項（現行第4項）の指定を受けない限り、分院においては不在者投票はできないと解すべきか。
- 2 令第55条第2項（現行第4項）の指定を受けなくても、本院院長の管理のもとにおいてするのであれば、分院においても不在者投票は可能であると解すべきか。

答1 所問の場合においては、お見込みのとおり。

- 1 1により承知されたい。

○ 不在者投票管理者又は、補助執行者が不在者投票立会人を兼ねることの可否

（昭49.11.5 最高裁判決）

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を管理執行する機関であり、これに対し、立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関である。したがって、右両者のこのような立場の違い、そして、公選法及び同法施行令が性格の異なるこの両者を不在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨にかんがみれば、同一人が右両者の地位を兼ねることは、**法律上許されない**ものと解するのが、相当である。また、不在者投票管理者が

不在で、ただ一人の補助執行者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、右補助執行者は実質上の不在者投票管理者というべきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、右と同様の理由により、許されないものというべきである。そして、不在者投票管理者又は右のような実質上の不在者投票管理者たる補助執行者が立会人を兼ねた間にされた不在者投票は、実質的には立会人を欠いたものとして、選挙の管理執行に関する規定に違反した違法なものといわなければならない。

○ 不在者投票証明書封筒が開披されている場合

昭 10.5.2 地 発 第 35 号
各 地 方 長 官 宛 地 方 局 長 通 牒

問 本条第2項（公選令第53条）特別投票者証明書（現行不在者投票証明書）封筒を選挙人が誤つて開披せる儘提出したる場合投票を為さしむべきや否やは投票立会人の意見を聴き投票管理者之を決定すべきものと存するも如何

答 誤つて開披せると否とは問わず封筒を開披して提出したる場合に於ては投票を拒否すべきものとす尚此の場合立会人の意見を聴くべき旨の規定なし

○ 投票用紙に候補者の氏名等を記載して持参した場合

（昭 32. 5. 21 質疑）

選挙人がすでに投票用紙に候補者の氏名を記載して持参した場合は、投票を拒否すべきではなく、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人は選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙と引換えに再交付の請求をした上、正規の不在者投票を行うべきである。

○ 管理手続の瑕疵が不在者投票を無効ならしめる場合

（昭 35. 10. 24 名古屋高裁金沢支部判決）

不在者投票において選挙人が自ら投票用封筒の封をすることなく選挙事務従事者にこれを交付し、選挙事務従事者が選挙人の面前を離れたのちこれに気付いて自ら封をしたときは、不在者投票の管理に関する選挙の規定に違反するものであり、その投票は無効と解すべきである。

○ 不在者投票用封筒の日付記載洩れ

昭 5.1.30

佐賀県知事あて地方局長電信回答

問 不在者投票用封筒に年月を記載し日の記載を欠けるは受理すべきや

答 受理すべきにあらず

○ 封筒を破封しある不在者投票

昭 3.2.17

群馬県知事あて地方局長回答

問 選挙法施行令第32条第3項又は第4項（公選令第60条）に依って送致された投票の受理の決定に
当 り投票用封筒を破封しある場合は一定の形式を欠くものとして不受理の決定を為すべきものなるや
並 其の投票の効力如何

答 受理すべきものに非ずと存す

○ 選挙人の記名、捺印のある不在者投票

昭 47.12.9

山形県選管あて電話回答

問 不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代つて選挙人の記名（ゴム印）及び捺印がある不在者投票に
ついては、開票管理者において当該選挙人の投票であることが確認され、実質的に違法でないことが
明らかである場合には受理できると解してよいか。

答 受理できないものと解する。

◎近年問題となった事例

		都道府県名		番 号		
		北海道		0 1		
選 挙 の 種 類	比例代表選挙	件 名	不在者投票指定施設における 投票用紙の紛失等			
関係法令条項	公職選挙法第49条					
事 件 の 概 要	日 時	令和3年10月28日（木）午前11時50分				
	場 所	社会福祉法人厚生協会 養護老人ホームひまわり荘				
	10月28日（木）に当該施設において、入所者を対象に不在者投票が実施され、投票終了後に投票用紙の残数確認を行ったところ、投票用紙（比例）の残数が1枚不足していることがわかった。 当該施設によると、10月27日（水）夜に新得町選管より交付を受けた投票用紙等は、複数名の施設職員により数量等を確認の上、施設内の金庫で保管していた。 10月28日（木）不在者投票予定の新得町の選挙人48人のうち、体調不良等で棄権した3人を除く、45人の選挙人のみ投票を実施したため、残数確認を行ったもの。紛失したのかなどは不明。					
	（市区町村） 当該施設から連絡を受けた後、新得町選管より道選管十勝支所に状況報告をするとともに、事案発生の経過、投票状況や投票用紙の管理状況等について、施設職員から、聞き取りを実施。施設からの今回の事案に関する報告書の提出を求めた。					
関係選挙管理 委員会の善後 措置	（都道府県） 新得町選挙管理委員会事務局に対し、保管場所からの出し入れ時、運搬時、選挙人への交付時等において、その都度枚数確認を行うなど、細心の注意により投票用紙を管理することを、各不在者投票施設に徹底するよう注意喚起を行った。					
当該事件に関 する新聞等の 報道	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊
	なし					
訴訟提起の状 況	なし					
備 考						

		都道府県名		番 号		
		宮城県		4		
選 挙 の 種 類	小選挙区選挙（第5区） 比例代表選挙		件 名	封がされていない不在者投票		
関係法令条項	公職選挙法第49条第1項 公職選挙法施行令第56条第1項					
事 件 の 概 要	日 時	令和3年10月30日				
	場 所	仙台ロイヤルケアセンター				
	・10月30日、指定病院仙台ロイヤルケアセンターで本町の選挙人が行った不在者投票（小選挙区、比例、知事選挙）が美里町選挙管理委員会に郵便で送致された。 ・当該不在者投票は、投票用紙に記載はあるが、内封筒、外封筒ともに封がされていない状態であった。また、投票者、投票場所、立会人の記載はあるが、投票年月日の記載はなかった。 ・当該施設に問い合わせたが、担当者が出勤しておらず、連絡のとりようがなく、他に経緯を知る者もないとのことであった。					
関係選挙管理委員会の善後措置	（市区町村） ・10月31日、選挙管理委員会は当該投票を該当する投票所に送致した。 ・送致を受けた投票管理者は、所定の手続きを経ないものとして不受理の決定を行い、施行令第60条第4項の規定により、選挙管理委員会が送致に用いた封筒に入れ、仮に封をし、投票箱に投函した。 ・開票の際、開票管理者が当該封筒を確認し、第三者による加筆、修正の可能性がある、また投票の秘密保持を害することから、開票立会人の意見を聴いた上で不在者投票の不受理の決定を行った。 ・その後、当該指定病院には連絡はとっていない。 （都道府県） 美里町選挙管理委員会からの報告を受け、指定施設に対し、当該事案の情報共有を行うとともに、再発防止に向け、改めて適切な管理執行を求めることとする。					
当該事件に関する新聞等の報道（掲載を漏れすること）	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊
	なし					
訴訟提起の状況	なし					
備 考	・指定病院の不在者投票の事務従事者が要領を把握していないおそれがある。 ・指定病院においては、不在者投票に関し何かあった際の連絡体制を確認しておいた方がよいのではないか。					

選挙の種類	小選挙区（第9区）、比例代表、国民審査			件名	投票用紙等の紛失	
関係法令条項	公職選挙法第49条					
事件の概要	日時	10月24日（日）時間は不明				
	場所	不在者投票指定施設 独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院				
	当該施設の事務担当者が、同日午前中に八幡西区選挙管理委員会を訪れ、投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を受領した。 受領後、当該職員は施設に戻り、投票用紙等をキャビネットに収納し施錠する等の盗難・遺失防止対策を行ったが、このとき、投票用紙等の数の再確認は行っていなかった。 翌日、投票用紙等（7名分）の紛失に気づき、担当課の職員全員で思いつく限りの場所を探索したが発見できず、所轄の警察署に遺失物の届出を行ったもの。					
関係選挙管理委員会の善後措置	（北九州市、八幡西区） 施設職員から「紛失のおそれあり」の第一報を受けた26日に県に報告。 翌27日、施設を訪問し経緯を聞き取った上で、対応を県と協議し、28日に7名分の投票用紙等を再交付。					
	（県） 市から第一報を受けた後、市・区が施設を訪問した日の翌28日に施設を訪問。対応を市と、再発防止策を施設と協議した後、29日に記者発表するとともに、県内の市区町村選挙管理委員会及び県警に情報提供を行った。					
当該事件に関する新聞等の報道(切抜きを添付すること)	月 日（ ）	新聞名	朝・夕刊	月 日（ ）	新聞名	朝・夕刊
	10月30日（土）	読売	朝刊			
	10月30日（土）	朝日	朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備考	なし					

選挙の種類	小選挙区（第7区）、比例代表、国民審査			件名	投票用紙等の紛失	
関係法令条項	公職選挙法第49条					
事件の概要	日時	10月27日（水）午後 ～ 28日（木）				
	場所	不在者投票指定施設 菅原病院（大牟田市）				
	27日、施設長が、八女市選挙管理委員会が送付した投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を開封した。その後、施設長は、送付されたレターパック内の不在者投票関連資料（通知文）を確認し、選挙関係と認識した上でクリアファイルに移し替え、レターパックは廃棄した。					
	施設長は、そのクリアファイルを、施設内での文書のやりとりに用いる総務課あてのレターケースに入れたが、一連の過程で、施設長はレターパック内の投票用紙等を視認していなかった。					
関係選挙管理委員会の善後措置	翌28日、総務課職員がファイルを受領し総務課に移動させた。この職員は、直接の不在者投票事務担当者が終日不在だったため、別の職員の机上にファイルを置いた。この日、どの職員も封筒らしきものを視認していなかった。					
	翌29日、直接の事務担当者が投票用紙等を確認した際に紛失していることが判明し、八女市選挙管理委員会及び所轄の警察に連絡したもの。					
	(市)					
	施設職員から「紛失のおそれあり」の第一報を受けた29日夜に県に報告。					
関係選挙管理委員会の善後措置	翌30日、施設から経緯を聞き取った上で対応を県と協議し、同日投票用紙等を再交付。					
	(県)					
	市から第一報を受けた日の翌30日に、市及び施設を訪問。					
	経緯を市に、再発防止策を施設に確認した後、同日夜記者発表するとともに、県内の市区町村選挙管理委員会及び県警に情報提供を行った。					
当該事件に関する新聞等の報道(切抜きを添付すること)	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊
	10月31日（日）	朝日	朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備考	なし					

				都道府県名	番 号	
				鳥取県	3 1	
選 挙 の 種 類	選挙区選挙、比例代表選挙			件 名	不在者投票指定施設における投票用紙等の紛失	
関係法令条項	公職選挙法第49条					
事 件 の 概 要	日 時	令和4年7月6日（水）正午頃				
	場 所	鳥取県東伯郡湯梨浜町（特別養護老人ホーム 母来寮）				
	不在者投票管理者を置くことのできる指定施設である母来寮（以下「施設」という。）が、不在者投票を実施するため県内市町村選挙管理委員会から投票用紙及び投票用の封筒（以下「投票用紙等」という。）の交付を受け、施設内にて保管していたが、投票開始前に数量を確認すると1名分の投票用紙等の紛失が発覚したものの。（6月25日から27日にかけて複数の市町村選挙管理委員会から投票用紙等を受領。7月6日に不在者投票を実施しようとして紛失が発覚。）					
	（原因） 市町村選挙管理委員会から交付を受けた投票用紙等を、受領した際の数量の確認や保管状況の確認等を行うことなく保管したことが遠因であるが、紛失の直接的原因は不明である。					
関係選挙管理委員会の善後措置	（市区町村） 特になし。					
	（都道府県） 施設に対し、同様の事態が起こらないよう投票用紙の保管体制について厳重に注意及び指導するとともに、県内の市町村選挙管理委員会及び県警に情報提供を行った。また、県内の不在者投票指定施設に対しては、投票用紙の保管に当たっては細心の注意を払うよう注意喚起を行った。					
当該事件に関する新聞等の報道（切抜きを添付すること）	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊
	7月9日（土） "	日本海 山陰中央新報	朝刊 "			
争訟提起の状況	なし					
備 考						

				都道府県名		番 号		
				京都府		2 6		
選 挙 の 種 類	選挙区選挙			件 名	不在者投票指定施設における 投票用紙の紛失等			
関係法令条項	公職選挙法第49条							
事 件 の 概 要	日 時	令和4年7月5日（火） 午後1時40分						
	場 所	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 介護付有料老人ホームチャームスイート京都桂川						
	当該施設において不在者投票を実施するにあたり、選挙人に投票用紙を交付しようとしたところ、投票用紙（選挙区）がないことが発覚。（市選管に連絡があった時点で、投票用紙等が揃っていた比例は投票を終えていた。） 当該施設によると、市選管から交付された投票用紙等が入った封筒は不在者投票実施当日まで開封せず施設内で保管されていた。なお、保管場所は鍵がかかる場所ではなかった。 市では、内封筒及び投票用紙を別々に計数し、数を確認の上、1組ごとに封入し、事前準備を行っている。また施設へ交付をする際も複数人でチェックを行っており、事案発生時点で不在者投票用に準備をしていた投票用紙の残数と交付数の確認を行ったところ、その合計数は、当初準備していた数値と一致していたことから交付漏れはないと考えられる。 どの時点で紛失等が発生したのかは不明。							
関係選挙管理 委員会の善後 措置	（市区町村） 当該施設から連絡を受けた後、府選管に状況報告をするとともに、事案発生の経過、投票状況や投票用紙等の管理状況について施設に聞き取りを実施。警察署への遺失物届出の提出等も含め、再交付の可否について検討を行ったが、二重投票等のリスクもあることから、施設から当該選挙人に再交付できない旨の説明を行い、選挙人に了承いただいた。							
	（都道府県） 市選管から事情を聴取し、市選管の封入漏れや施設での紛失の可能性などあらゆる可能性を想定し、投票用紙の点検及び施設内の搜索の依頼を行った。 今後については、施設に対して各選挙前に全指定施設を対象として実施する不在者投票事務に係る説明会において、投票用紙の保管及び開封時の確認作業の徹底を、市町村に対しては投票用紙の発送時の再点検の依頼など、再発防止に係る注意喚起を行う。							
当該事件に関 する新聞等の 報道（切抜きを添付す ること）	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊	月 日（ ）	新 聞 名	朝・夕刊		
	なし							
訴訟提起の 状 況	なし							
備 考								

都道府県名		滋賀県		市区町村名		—	
選挙の種類		都道府県議会議員選挙		関係法令条項		公職選挙法第49条	
件名		その他実務関係_不在者投票用紙の発送誤り等					
事件の概要	日時・場所	令和5年4月10日（月）午前11時頃 独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院（不在者投票指定施設）					
	概要	令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙において、不在者投票指定施設である独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院が、大津市在住の選挙人8名から不在者投票用紙等の請求依頼があったにもかかわらず、当該選挙人の不在者投票用紙等を大津市選挙管理委員会へ請求し忘れた結果、当該選挙人は当該病院において不在者投票を行うことができなかったもの。					
	事件について最初に把握した者	その他		その他の内容		不在者投票施設事務従事者	
当該事件に対する チェック体制等	当該事件の発生防止に関するマニュアルの記載内容	マニュアルの記載 ○=あり、×=なし		マニュアルの記載内容			
		×		—			
	当該事件の発生防止に関する事前の取組	—					
	当日の体制	担当職員1名					
	事件発生防止のためのチェック状況	複数人でのチェック ○=実施、×=未実施		具体的なチェック方法			
		×		・4月4日（火） 関係市選管へ不在者投票用紙等を請求。このとき、大津市選管に請求すべき8名について請求漏れがあった。 ※ 請求漏れの原因は、不在者投票希望者を管理していたエクセルから転記する際、スクロールに8名分隠れていることに気が付かなかったため。 ・4月6日（木） 不在者投票用紙が到着したが、枚数確認しなかった。 ・4月7日（金） 不在者投票を実施。このとき担当者が不在者投票用紙等の請求漏れに気づくが、周囲に相談しなかった。さらに、追加請求について大津市選管へ相談し、大津市選管から「郵送では間に合わないので直接請求書を持参すれば請求できる」旨回答があったが、担当者は「今日は難しい」として積極的な対応をしなかった。			
		×					
関係選挙管理委員会の善後措置や今後の対応（報道発表済みであれば報道発表資料を添付すること）	市区町村	・4月13日（木） 当該病院に対して厳重注意するとともに再発防止の徹底を要請					
	都道府県	・4月10日（月） 当該病院から県選管へ本件に係る相談があったことにより県選管が事態を把握 ・4月13日（木） 当該病院に対して厳重注意するとともに再発防止の徹底を要請 ・4月19日（水） 本件について報道発表 ・4月20日（木） 県内不在者投票指定施設および市町選管に対して事案の周知と注意喚起の事務連絡を発出					
当該事件に関する新聞等の報道（切抜きを添付すること）		月 日（ ）		新 聞 名		朝 ・ 夕刊	
		4月20日（木）		京都新聞、中日新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞		朝刊	
争訟提起の状況							
備考							

都道府県名		兵庫県		市区町村名		淡路市	
選挙の種類		都道府県議会議員選挙		関係法令条項		公職選挙法施行令第60条	
件名		投票関係_不在者投票運用誤り等					
事件の概要	日時・場所	4月10日（月）午前 淡路市選挙管理委員会事務局執務室					
	概要	4月7日（金）に淡路市内の指定施設において行われた不在者投票に係る投票用紙等が開票までに到着せず、33人分の投票用紙が未着となった。 10日（月）午前、施設担当者から誤って兵庫県選挙管理委員会に送付してしまったとの報告があり、その後、兵庫県選挙管理委員会から、不在者投票経費請求書とともに淡路市選挙管理委員会に送付すべき投票用紙等が届いているとの連絡があり送付誤りが判明した。					
	事件について最初に把握した者	事務従事者（選管職員）		その他の内容			
当該事件に対するチェック体制等	当該事件の発生防止に関するマニュアルの記載内容	マニュアルの記載 ○=あり、×=なし	マニュアルの記載内容				
		○	マニュアル名：指定施設における不在者投票管理者のしおり（兵庫県選挙管理委員会作成） 該当箇所： P1「不在者投票の終わった投票用紙等を選挙人の属する市区町村選挙管理委員会へ送致すること（県選挙管理委員会に誤って送致しないこと）」 P4「これをただちに、市区町村選挙管理委員会委員長に送致又は郵便等により送付します。 ※ 郵便等については遅くとも、選挙当日の午前中までに市区町村選挙管理委員会に届くようにお願いします。誤って、県選挙管理委員会へ送致しないでください。」 P8「投票が終わった不在者投票は、遅くとも選挙期日の午前中には市区町村選挙管理委員会へ届くよう、すみやかに送致（又は郵送等による送付）してください。誤って、県選挙管理委員会へ送致しないようご注意ください。」				
	当該事件の発生防止に関する事前の取組	3月22日（水）に指定施設担当者向けの説明会において、「不在者投票管理者のしおり」を用いて、注意喚起をした。ただし、当該施設は欠席であった。					
	当日の体制	選挙管理委員会事務局本部11名（選管職員6名、応援職員（正規職員）5名）					
	事件発生防止のためのチェック状況	複数人でのチェック ○=実施、×=未実施	具体的なチェック方法				
		○	不在者投票システムとは別の管理表を活用して、各施設とのやり取りなどの状況を記録。 未着の施設を主担当、副担当で情報共有し対応を協議した。 当該施設での不在者投票が7日（金）に行われたことから、淡路市選挙管理委員会においても投票用紙の送付状況を把握するため、送付日の確認及び追跡確認のための問合せ番号を施設担当者に確認した。ただし、送付については別の者が行っておりその者が不在とのことで問合せ番号については聞き取ることができなかった。				
○							
関係選挙管理委員会の善後措置や今後の対応（報道発表済みであれば報道発表資料を添付すること）	市区町村	4月11日（火）に当該施設の施設長及び担当職員から当該事件の原因等を聞き取り、再発防止に向けて次回以降の説明会への出席要求及び複数人でのチェックを行うことなどを指導した。また、市内の指定施設に対して当該事件を例に今後の防止策等を周知した。					
	都道府県						
当該事件に関する新聞等の報道（切抜きを添付すること）		月 日（ ）	新 聞 名		朝 ・ 夕刊		
争訟提起の状況		なし					
備考							

◎違反関係事例

（事例１）

都道府県：大分県

該当選挙：令和５年４月執行大分県知事選挙

内 容：老人ホームの入所者が不在者投票をしたように装ったとして、大分区検が施設長だった男を略式起訴。施設職員２人に対し、意思表示できない複数の入所者の投票用紙に、特定の候補者名を記入して投票するよう指示していた。外部立会人は、県内の老人保健施設に勤務する知人が務め、不正を見過ごしていた。

（事例２）

都道府県：大分県

該当選挙：平成２８年７月執行参議院議員選挙

内 容：入所者７名の不在者投票を偽造したとして、竹田区検が特別養護老人ホーム幹部の女を投票偽造で略式起訴。

（事例３）

都道府県：北海道

該当選挙：令和４年７月執行参議院議員選挙

内 容：認知症などで意思表示が難しい入所者数人の投票用紙を白票のまま不正に投票したとして、登別市の特別養護老人ホームの施設長の男と事務職員の男を投票偽造の疑いで書類送検。また、事務職員は「数人の用紙に特定の候補者名を書いて投票した」との趣旨の供述。

（事例４）

都道府県：福井県

該当選挙：平成３１年４月執行福井県知事選挙

内 容：認知症高齢者の投票を偽造したとして、大野市の特別養護老人ホーム元施設長に罰金刑。代理投票において投票意思の確認が十分でなかった。外部立会人も置いていなかった。

（事例５）

都道府県：福岡県

該当選挙：平成２５年１月執行北九州市議会議員選挙

内 容：認知症などで意思表示できない高齢者の投票を偽造したとして、北九州市小倉南

区の特別養護老人ホームの施設長ら 4 人を投票偽造の疑いで逮捕。入所者の男女 3 人が意思表示できないにもかかわらず、3 人の投票用紙に特定の候補者名を書き、投票を偽造した疑い。

（事例 6）

都道府県：鹿児島県

該当選挙：平成 21 年 4 月執行錦江町長選挙

内 容：特別養護老人ホームでの不在者投票に不備があり、鹿児島県選管が同施設の 58 人分の投票は無効と判断。5 票差で当選が決まった同町長選は無効と裁決された。立会人の施設職員が実際は投票補助作業をするなどしており、立会人が実質的に不在だった。

参 考 条 文

◎公職選挙法（抄）

（選挙権）

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

- 2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 3 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 4 前2項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。
- 5 第2項及び第3項の3箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

（代理投票）

第48条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条第1項から第3項まで、第50条第4項及び第5項並びに第68条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

- 2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 略

（期日前投票）

第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2 以下略

（不在者投票）

第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第

第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第68条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4～9 略

10 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第237条 選挙人でない者が投票をしたときは、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

4 略

（選挙に関する届出等の時間）

第270条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

一 第28条の2第1項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第24条第1項各号に定める期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第28条の3第1項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

二 第29条第2項の規定による選挙人名簿の修正に関する調査の請求

三 第30条の12において準用する第28条の2第1項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第30条の8第1項各号に掲げる期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第30条の12において準用する第28条の3第1項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

四 第30条の13第2項において準用する第29条第2項の規定による在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求

(不在者投票の時間)

第270条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第49条第1項、第4項、第7項又は第9項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前8時30分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前6時30分から午前8時30分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後8時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後5時から午後10時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、第49条第1項、第4項、第7項又は第9項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

◎公職選挙法施行令（抄）

(投票記載の場所の設備)

第32条 市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることが又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第50条 選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第4項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第4項及び第55条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第4項及び第55条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前2項の規定による請求をする際に、前2項の選挙管理委

員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

- 4 第55条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。第55条第4項第3号及び第9項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が同条第8項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第9項の規定により同条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき選挙人の依頼があつた場合には、自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代わつて、第1項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。
- 5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第1項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。
- 6 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第59条の6の2各号を除き、以下同じ。）が第1項若しくは第2項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第4項の規定による請求をする場合には、第1項又は第2項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。
- 7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第1項若しくは第2項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第4項の規定による請求をする場合には、第1項又は第2項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）

- 第51条** 船員は、選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第1項、第2項又は第4項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「選挙人は、前2項」とあるのは「船員は、次条第1項」と、「に、前2項」とあるのは「に、同項」と、同条第4項中「選挙人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするものの」と、「選挙人に」とあるのは「船員に」と、「第1項の」とあるのは「次条第1項の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」とあるのは「、選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第55条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書））を提示して、次条第1項の規定による請求及び」と読み替えるものとする。

（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）

- 第52条** 第50条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による請求をする場合には、選挙人は、選挙の当日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第50条第1項、第2項又は第4項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第50条第5項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第50条第1項又は第4項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第50条第1項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。
- 二 第50条第2項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第50条第4項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第1号に掲げる措置をとる場合には、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名称）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3 第1項の場合において、第50条第3項又は第4項の規定により点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた選挙人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

4 第1項第3号の規定により交付され、又は郵便等をもつて発送された投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（船員に対する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付の特例）

第54条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第51条第1項又は同条第2項において準用する第50条第4項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その請求をした船員が選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。この場合においては、投票用封筒にその市町村名、交付の年月日、選挙の種類及び当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第51条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、船員に直接に交付する。
- 二 第51条第2項において準用する第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 前項の場合において、第51条第2項において準用する第50条第3項又は第4項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた船員に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

- 3 第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを船員に渡さなければならない。

(不在者投票管理者)

第55条 法第49条第1項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し、又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

- 2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第50条第1項の規定による請求をしたもの（第58条第1項において「病院等」に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 3 選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものの不在者投票については、前2項の規定によるほか、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前3項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 一 総トン数20トン以上の船舶（漁船にあつては、総トン数30トン以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長
 - 二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第50条第1項若しくは第2項又は第51条第1項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長
 - 三 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第1項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者
 - 四 少年院に収容されている保護処分付された者又は少年鑑別所に収容されている者 当該少年院の長又は当該少年鑑別所の長
- 5 法第49条第4項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する特定国外派遣組織（以下この章において「特定国外派遣組織」という。）の長とする。
- 6 法第49条第7項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この章において「指定船舶等」という。）の船長とする。
- 7 法第49条第9項各号に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する南極地域調査組織（以下この章において「南極地域調査組織」という。）の長とする。
- 8 第4項第1号の船舶の船長、第2項若しくは第4項第2号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第2項及び第4項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

- 9 第2項及び第4項から第7項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船舶の船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第2項及び第4項から第7項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

- 第56条** 第53条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（前条第4項第1号、第3号及び第4号に掲げる者を除く。）は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第4項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 2 第54条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第48条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。
- 5 第41条第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。
- 6 第32条の規定は、第1項又は第2項の規定による投票について準用する。

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在者投票の方法)

- 第57条** 第53条第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、直ちに不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、前条第2項の規定に準じて投票をしなければならない。
- 2 第53条第2項の規定によつて不在者投票証明書の交付を受けた選挙人で現に当該選挙の選挙権を有し

ないものは、選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に不在者投票証明書を提出して、その管理する投票の記載をする場所において、前条第2項の規定に準じて投票をすることができる。

3 第32条及び前条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定による投票について準用する。

(船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例)

第58条 第53条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第55条第4項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第2項又は第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第56条第2項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第50条第1項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。

3 第56条第3項の規定は、前2項の規定による投票について準用する。

4 第32条並びに第56条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による投票について準用する。

(身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの)

第59条の2 法第49条第2項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第1項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第252条の2第1項の中核市（第59条の3の2第1項第1号及び第147条第1項第3号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者

二 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者については、同法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者については、同法第12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

(不在者投票の送致)

第60条 不在者投票管理者は、第56条から第58条までの規定により投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第56条第3項（第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名又は記名押印を、第58条第3項において準用する第56条第3項の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、直ちに（第

2号又は第3号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに)、送致又は郵便等による送付(第2号又は第3号に掲げる場合には、送致)をしなければならない。

- 一 第56条又は第58条の規定により投票を受け取つた場合 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長
 - 二 第57条の規定により投票を受け取つた場合(次号に掲げる場合を除く。) 選挙人が属する投票区の投票管理者
 - 三 第57条の規定により投票を受け取つた場合であつて、当該投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区等であるとき 選挙人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者
- 2 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第59条の5、第59条の5の4第13項、第59条の6第14項(前条第3項において準用する場合を含む。)、第59条の6の3第9項又は前項(第1号に係る部分に限る。)の規定により投票の送付又は送致を受けた場合には、投票、不在者投票証明書及び同条第6項の規定により送信された確認書を受信した用紙を選挙人が属する投票区の投票管理者(当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

(不在者投票の投票用紙の返還等)

- 第64条** 第53条第1項、第54条第1項又は第59条の4第4項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所(法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所)においては、使用することができない。
- 2 選挙人は、第53条第1項、第54条第1項又は第59条の4第4項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかつたときは、その投票用紙及び投票用封筒(第53条第2項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合には、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書。以下この項において同じ。)を投票管理者に返して、法第44条の規定による投票(法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。)又は第48条の2第1項の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

(投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置)

- 第65条** 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第60条第1項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)又は第2項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取つた年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

指定港一覧表(公職選挙法施行規則別表第2)

大分県

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、国東市、東国東郡姫島村

任期満了一覧表

令和6年（2024年）10月1日現在

【国会議員】

区 分	任 期 満 了 年 月 日
衆 議 院 議 員	令和7年10月30日
参 議 院 議 員	令和7年7月28日
	令和10年7月25日

【県】

区 分	任 期 満 了 年 月 日
大 分 県 知 事	令和9年4月27日
大 分 県 議 会 議 員	令和9年4月29日

【市町村】

市 町 村 名	長 の 任 期 満 了 年 月 日	議 員 の 任 期 満 了 年 月 日
大 分 市	令和9年4月22日	令和7年3月9日
別 府 市	令和9年4月29日	令和9年4月29日
中 津 市	令和9年11月16日	令和9年5月1日
日 田 市	令和9年8月4日	令和9年4月30日
佐 伯 市	令和7年4月16日	令和7年4月16日
臼 杵 市	<u>令和7年1月19日</u>	令和8年4月26日
津 久 見 市	令和9年12月25日	令和9年4月30日
竹 田 市	令和7年4月23日	令和7年4月23日
豊 後 高 田 市	令和7年4月23日	令和9年2月28日
杵 築 市	令和7年10月22日	令和9年4月25日
宇 佐 市	令和7年4月23日	令和9年4月25日
豊 後 大 野 市	令和7年4月23日	令和7年4月23日
由 布 市	令和7年10月29日	令和7年10月29日
国 東 市	令和9年3月3日	令和8年4月22日
姫 島 村	<u>令和6年11月25日</u>	令和9年4月30日
日 出 町	令和10年9月4日	令和8年4月6日
九 重 町	<u>令和6年10月25日</u>	令和9年2月15日
玖 珠 町	令和8年1月30日	令和9年4月29日

※ 県及び市町村の任期満了による選挙は、原則として任期満了の日前30日以内に行われます。

※ 下線の選挙については、令和6年中に選挙が行われる予定です。

関係選挙管理委員会連絡先

令和6年10月1日現在

関係団体名	郵便番号	所在地	電話番号
大分県	〒870-8501	大分市大手町3-1-1	097(506)2412
大分市	〒870-8504	大分市荷揚町2-3-1	097(537)5652
別府市	〒874-8511	別府市上野口町1-1-5	0977(21)1564
中津市	〒871-8501	中津市豊田町1-4-3	0979(62)9813
日田市	〒877-8601	日田市田島2-6-1	0973(22)8209
佐伯市	〒876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972(22)3623
臼杵市	〒875-8501	臼杵市大字臼杵7-2-1	0972(86)2726
津久見市	〒879-2435	津久見市宮本町2-0-1-5	0972(82)4117
竹田市	〒878-8555	竹田市大字会々1-6-5-0	0974(63)4814
豊後高田市	〒879-0692	豊後高田市是永町3-9-3	0978(25)6451
杵築市	〒873-0001	杵築市大字杵築3-7-7-1	0978(62)1813
宇佐市	〒879-0492	宇佐市大字上田1-0-3-0-1	0978(27)8208
豊後大野市	〒879-7198	豊後大野市三重町市場1-2-0-0	0974(22)1001
由布市	〒879-5498	由布市庄内町柿原3-0-2	097(582)1219
国東市	〒873-0503	国東市国東町鶴川1-4-9	0978(72)5199
姫島村	〒872-1501	東国東郡姫島村1-6-3-0-1	0978(87)2281
日出町	〒879-1592	速見郡日出町2-9-7-4-1	0977(73)3150
九重町	〒879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973(76)3825
玖珠町	〒879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足2-6-8-5	0973(72)1111

【注意！】

“投票用紙の請求先”は、国政選挙、県知事・県議会議員選挙であっても、入院・入所の方が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会です。